

商品名	ちくしん個人ローン						
ご利用いただける方	下記の条件をすべて満たされる方。 ■年齢が18歳以上の方。 ■安定継続した収入がある方。 ■当金庫の地区内に住所または居所を有する方、もしくは当金庫の地区内において勤務されている方、あるいは当金庫の地区内の同一場所で同一業種を営業されている方。 ■（一社）しんきん保証基金の保証を受けられる方						
お使いみち	■健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの ① 申込入または申込入の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金 ※申込日時時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込入が①を使途として当信用金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローン（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ③ 申込入が当信用金庫から借り入れた当座貸越型消費者ローンの借換え資金（当座貸越型消費者ローンを解約する場合に限る） *支払先への振込が可能なものは、できる限り振込を行っていただきます。 【対象とならない資金使途】 ・事業性資金・株式取得資金・投機的な性格の資金・税金支払資金（例外として、当金庫を窓口として納付される相続税、贈与税の場合は対象とします）・転貸資金・旧債返済資金（ただし、上記①②③に該当するものは除く）。						
ご融資金額	■500万円以内（1万円単位）						
ご融資期間	■3ヶ月以上10年以内（元金返済の据置期間6ヶ月を含む）						
ご融資金利	■当金庫所定の利率を適用させていただきます。なお、ご融資金利は金融情勢などに応じ変更します。 【保証会社の保証料について】 保証料は、ご融資金利に含まれます。 ■当金庫で給与振込か年金自動受取り（同居家族）、口座振替契約（クレジットカード払含む、同時申込み可）のある方や九州しんきんカード（クレジットカード）をお持ちの方（同時申込みも可）には、お借入時のご融資金利を 0.8% 引下げいたします。 *詳しくは窓口までお問い合わせください。						
ご返済方法	■毎月元金均等または元利均等割賦返済の2種類のご返済方法がございます。 *貸付金額の50%以内につき6ヶ月毎の増額（ボーナス）返済併用も可能です。 ■元金返済の据置期間は6ヶ月までとします。						
保証人・担保	■（一社）しんきん保証基金が保証しますので原則として必要ありません。						
保証料	■保証会社へ支払う保証料の料率 2.0% (毎月払) 保証料はご融資金利に含まれております。						
手数料	■繰上返済手数料 <table border="1"> <tr> <td>一部繰上返済</td><td>2,000 円</td></tr> <tr> <td>全額繰上返済 貸出日以降3年未満</td><td>2,000 円</td></tr> <tr> <td>全額繰上返済 貸出日以降3年以上5年未満</td><td>1,000 円</td></tr> </table> 別途、消費税が必要です。	一部繰上返済	2,000 円	全額繰上返済 貸出日以降3年未満	2,000 円	全額繰上返済 貸出日以降3年以上5年未満	1,000 円
一部繰上返済	2,000 円						
全額繰上返済 貸出日以降3年未満	2,000 円						
全額繰上返済 貸出日以降3年以上5年未満	1,000 円						
苦情処理措置・紛争解決措置	■苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課にお申し出ください。（9時～17時）電話：フリーダイヤル0120-350-452 FAX:0942-33-7193、eメール：chikusin@world.ocn.ne.jp) ■紛争解決措置:東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、天神弁護士センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記監査法務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または九州北部地区しんきん相談所（9時～17時、電話：092-481-8815）にお申し出ください。						

●審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

●店頭でご返済額の試算をさせていただきます。